

東かがわ市告示第15号

東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月19日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱（令和4年東かがわ市告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>常用雇用者</u> 雇用期間の定めのない者又は6か月以上の期間を定めて雇われている常用労働者</p> <p>(4) <u>デジタル地域通貨</u> 第4条第1号に該当し、助成金の交付を受けることができる者に対して発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、本市が指定する取扱店において、取引の決済に使用できるものをいう。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>常用雇用者</u>であること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(助成金の額等及び助成期間)</p> <p>第5条 <u>助成金の額等及び助成期間は、次の各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>就労奨励</u> 助成対象者1人当たり一律5万円とし、<u>デジタル地域通</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>正規常用雇用者</u> 雇用期間の定めのない者又は6か月以上の期間を定めて雇われている常用労働者であって、<u>雇用先で正社員若しくは正職員として処遇されているもの若しくはそれに準ずると市長が認めたものをいう。</u></p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 <u>助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)</u>は、次の各号のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>正規常用雇用者</u>であること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(助成金の額及び助成期間)</p> <p>第5条 <u>助成金の額は、次の各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>就労奨励</u> 助成対象者1人当たり一律5万円とする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="165 188 443 220"><u>貨による支給とする。</u></p> <p data-bbox="138 233 255 264">(2) 略</p>	<p data-bbox="1142 233 1258 264">(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付申請書</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 東かがわ市</p> <p>氏 名</p> <p>連絡先 ()</p> <p>東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金の交付を受けたいので、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え申請します。</p> <p>記</p> <p>1 助成金交付申請額 _____ 円</p> <p>申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 (交付申請額: 50,000円分)</p> <p>② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 (交付申請額: _____ 円)</p> <p>※ ①のみ、②のみ、①と②を併せての申請も可能です。</p>	<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p>申請者 住 所 東かがわ市</p> <p>氏 名</p> <p>連絡先 ()</p> <p>東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金の交付を受けたいので、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え申請します。</p> <p>記</p> <p>1 助成金交付申請額 _____ 円</p> <p>申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 (交付申請額: 50,000円)</p> <p>② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 (交付申請額: _____ 円)</p> <p>※ ①のみ、②のみ、①と②を併せての申請も可能です。</p>

改正後	改正前
-----	-----

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

申請者は、東かがわ市に定住する意思を持って、未来の東かがわ市の担い手になります。

申請者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接関係者ではありません。

申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者(同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)ではありません。

私は、市税等の滞納はありません。また、本申請の審査を受けるに当たり、市長が必要な事項について調査することについて同意します。

その他、東かがわ市未来創生就業定住促進事業交付要綱に定める事項に違反しません。

助成金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、助成金を一括返還します。

(記名押印又は署名)

氏 名 _____ ㊟

(自書の場合は押印不要)

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

申請者は、東かがわ市に定住する意思を持って、未来の東かがわ市の担い手になります。

申請者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接関係者ではありません。

申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者(同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)ではありません。

私は、市税等の滞納はありません。また、本申請の審査を受けるに当たり、市長が必要な事項について調査することについて同意します。

その他、東かがわ市未来創生就業定住促進事業交付要綱に定める事項に違反しません。

助成金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、助成金を一括返還します。

(記名押印又は署名)

氏 名 _____ ㊟

(自書の場合は押印不要)

添付書類

①就労奨励 ②奨学金償還支援 (添付する書類の口 に☑してください。)	①、②共通書類 <input type="checkbox"/> 1 住民基本台帳法に基づく住民票の写し(世帯主、続柄、本籍、筆頭者、住民票コード及び個人番号不要) <input type="checkbox"/> 2 就業前の学校等の卒業を証する書類の写し(第1回のみ) <input type="checkbox"/> 3 就労証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 4 自ら業を営む者は、登記事項証明書など創業が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 5 実績報告書兼助成金請求書(様式第4号) (①、②同時申請の場合、上記1～4は1部で可) ②該当者 必要書類 <input type="checkbox"/> 6 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し(第1回のみ) <input type="checkbox"/> 7 交付申請年度の対象奨学金返済額等が確認できる書類の写し その他 <input type="checkbox"/> 8 市長が特に必要とする書類
--	--

添付書類

①就労奨励 ②奨学金償還支援 (添付する書類の口 に☑してください。)	①、②共通書類 <input type="checkbox"/> 1 住民基本台帳法に基づく住民票の写し(世帯主、続柄、本籍、筆頭者、住民票コード及び個人番号不要) <input type="checkbox"/> 2 就業前の学校等の卒業を証する書類の写し(第1回のみ) <input type="checkbox"/> 3 就労証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 4 自ら業を営む者は、登記事項証明書など創業が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 5 実績報告書兼助成金請求書(様式第4号) (①、②同時申請の場合、上記1～4は1部で可) ②該当者 必要書類 <input type="checkbox"/> 6 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し(第1回のみ) <input type="checkbox"/> 7 交付申請年度の対象奨学金返済額等が確認できる書類の写し その他 <input type="checkbox"/> 8 市長が特に必要とする書類
--	--

改正後									
2-1 <input type="checkbox"/> ① 就労奨励 (<input type="checkbox"/> 過年度申請済)									
就業先	商号又は名称								
	所在地								
就業年月日		年		月		日			
学校等卒業年月日		年		月		日			
助成金の額		金 50,000 円分							
2-2 <input type="checkbox"/> ② 奨学金償還支援 (<input type="checkbox"/> 該当なし)									
奨学金の名称									
奨学金の返済期間		年		月		～		年 月	
助成金算定期間		年		月		～		年 月 (申請年度分)	
助成申請区分		<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回 <input type="checkbox"/> 第4回							
対象奨学金返済額		年額 円 (月額 円 × 月 = 月額合計 円) (換算月額 円) (※)							
助成金の額		金 円 (上限は12万円)							
※償還開始月、半年賦等償還方法の違いは、交付要綱第5条第2号の規定により、月額換算した額とする。									
【市確認欄】									
添付書類		要件	可 否	交付 確認	可 否				

改正前									
2-1 <input type="checkbox"/> ① 就労奨励 (<input type="checkbox"/> 過年度申請済)									
就業先	商号又は名称								
	所在地								
就業年月日		年		月		日			
学校等卒業年月日		年		月		日			
助成金の額		金 50,000 円							
2-2 <input type="checkbox"/> ② 奨学金償還支援 (<input type="checkbox"/> 該当なし)									
奨学金の名称									
奨学金の返済期間		年		月		～		年 月	
助成金算定期間		年		月		～		年 月 (申請年度分)	
助成申請区分		<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回 <input type="checkbox"/> 第4回							
対象奨学金返済額		年額 円 (月額 円 × 月 = 月額合計 円) (換算月額 円) (※)							
助成金の額		金 円 (上限は12万円)							
※償還開始月、半年賦等償還方法の違いは、交付要綱第5条第2号の規定により、月額換算した額とする。									
【市確認欄】									
添付書類		要件	可 否	交付 確認	可 否				

改正後

様式第3号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 助成金の交付決定額	<p style="text-align: right;">_____ 円</p> <p>申請区分</p> <p>① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____ 円分</p> <p>② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____ 円</p>
3 交付条件	<p>(1) この助成金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(4) 東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p>
4 備考	

改正前

様式第3号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 助成金の交付決定額	<p style="text-align: right;">_____ 円</p> <p>申請区分</p> <p>① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____ 円</p> <p>② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____ 円</p>
3 交付条件	<p>(1) この助成金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(4) 東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p>
4 備考	

改正後	改正前
様式第4号 (第8条関係)	
東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金 実績報告書兼助成金請求書	
年 月 日	
東かがわ市長 様	東かがわ市長 様
申請者 住 所	申請者 住 所
氏 名	氏 名
印	印
請求金額 ￥ 円分	請求金額 ￥ 円
ただし、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金として上記の金額を請求します。	
内訳	内訳
<input type="checkbox"/> 就労奨励金 (50,000円分)	<input type="checkbox"/> 就労奨励金 (50,000円)
<input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 (円)	<input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 (円)
(円× ヲ月分= 円)	(円× ヲ月分= 円)
①支給先 (就労奨励金)	①支給先 (就労奨励金)
携帯電話番号	携帯電話番号
※東かがわPayに登録している携帯電話番号を記載してください。	
※携帯電話番号の誤記載やアプリをインストールしていない場合には支給を受けることができません。	
②口座振替先 (奨学金償還支援)	②口座振替先 (奨学金償還支援)
金融機関名	金融機関名
銀行 農協 信漁連 信用金庫 信用組合	銀行 農協 信漁連 信用金庫 信用組合
支店 出張所	支店 出張所
預金種目	預金種目
1 普通	1 普通
2 当座	2 当座
フリガナ	フリガナ
口座名義	口座名義
※提出時に□に☑してください。	
【現況確認】	【現況確認】
<input type="checkbox"/> 東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第3条の助成対象者要件に該当しています。(東かがわ市在住である。退職していない。 など)	<input type="checkbox"/> 東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第3条の助成対象者要件に該当しています。(東かがわ市在住である。退職していない。 など)
<input type="checkbox"/> 東かがわPayのアプリをインストールし登録済みです。	
【添付書類】	【添付書類】
<input type="checkbox"/> 奨学金の償還済額が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/> 奨学金の償還済額が確認できる書類の写し
<input type="checkbox"/> 口座振込先通帳の写し (通帳1枚目見開き部分、カタカナで口座名義が記載されている部分)	<input type="checkbox"/> 口座振込先通帳の写し (通帳1枚目見開き部分、カタカナで口座名義が記載されている部分)

改正後	改正前																								
<p>様式第5号（第9条関係）</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">第 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">様 東かがわ市長</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付決定取消通知書</p> <p>年 月 日付けで交付決定した助成金の交付については、下記のとおり取消したので、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 交付年度</td> <td style="text-align: center;">年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 助成金の交付決定額</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____円分</td> </tr> <tr> <td>② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____円</td> </tr> <tr> <td>3 交付決定取消の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 助成金返還額</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>5 備 考</td> <td></td> </tr> </table>	1 交付年度	年度	2 助成金の交付決定額	_____円	申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____円分	② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____円	3 交付決定取消の理由		4 助成金返還額	_____円	5 備 考		<p>様式第5号（第9条関係）</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">第 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">様 東かがわ市長</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付決定取消通知書</p> <p>年 月 日付けで交付決定した助成金の交付については、下記のとおり取消したので、東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 交付年度</td> <td style="text-align: center;">年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 助成金の交付決定額</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____円</td> </tr> <tr> <td>② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____円</td> </tr> <tr> <td>3 交付決定取消の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 助成金返還額</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>5 備 考</td> <td></td> </tr> </table>	1 交付年度	年度	2 助成金の交付決定額	_____円	申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____円	② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____円	3 交付決定取消の理由		4 助成金返還額	_____円	5 備 考	
1 交付年度	年度																								
2 助成金の交付決定額	_____円																								
	申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____円分																								
	② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____円																								
3 交付決定取消の理由																									
4 助成金返還額	_____円																								
5 備 考																									
1 交付年度	年度																								
2 助成金の交付決定額	_____円																								
	申請区分 ① <input type="checkbox"/> 就労奨励 _____円																								
	② <input type="checkbox"/> 奨学金償還支援 _____円																								
3 交付決定取消の理由																									
4 助成金返還額	_____円																								
5 備 考																									

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に第7条の規定により決定した助成対象者への助成金の交付は、なお従前の例による。